

当案内および過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年6月28日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0628第2号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)が改正され、令和6年7月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

### 記

#### 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D014 自己抗体検査				
30	抗カルジオリピンIgG抗体 抗カルジオリピンIgM抗体 抗β2グリコプロテインI IgG抗体 抗β2グリコプロテインI IgM抗体	226	免疫 (100)	*

[注] 下線部が追加されました。

- \* : (11) ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。
- イ 「30」の抗β2グリコプロテインI IgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。
- ウ 「30」の抗β2グリコプロテインI IgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、CLIA法又はFIA法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。
- エ 「30」の抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインI IgG抗体及び抗β2グリコプロテインI IgM体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

